

国立大学法人東京学芸大学教員研究費等配分基準に基づく配分細則の一部改正について

改正理由：教育研究経費の事項の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>第7</u> 「学系長等裁量経費」については，毎年度4月1日現在の現員数（特任教員を除く）に応じ，各学系長，教職大学院院長および各センター長に配分する。</p> <p><u>第8</u> この細則の改廃は，教育研究評議会予算専門委員会の検討を経て，教育研究評議会が決定する。</p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この細則は，平成 年 月 日から施行する。</p> <p>2 この改正は，平成25年度教育研究経費の配分から適用する。</p>	<p>[省略]</p> <p><u>第7</u> 「その他」については，施設・センターの運営に必要な経費及び障害者教育経費等に充てることとし，予算の範囲内で所要額を配分する。</p> <p><u>第8</u> 「学系長等裁量経費」については，毎年度4月1日現在の現員数（特任教員を除く）に応じ，各学系長，教職大学院院長および各センター長に配分する。</p> <p><u>第9</u> この細則の改廃は，教育研究評議会予算専門委員会の検討を経て，教育研究評議会が決定する。</p> <p>[省略]</p>